

第10 動力消防ポンプ設備

1 設置場所 ◆

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、政令第20条第3項に定めるほか次のとおりとすること。

- (1) ポンプ室は点検に便利で、かつ、不燃材料で造った壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては屋根）で区画し、屋内に面する開口部には常時閉鎖式の防火設備を設けるとともに、屋外に面する部分には出入口を設けること。ただし、屋外に単独で設けるものについては、この限りでない。
- (2) ポンプ本体及び凍結のおそれのある配管には、凍結防止措置を講ずること。
- (3) 動力消防ポンプ設備が有効に作動するよう、排気筒、換気扇等の排気設備を設けるとともに、室の照明及び始動用バッテリーの充電用コンセントを備えること。
- (4) ポンプ室の開口部に「動力消防ポンプ室」の表示を行うこと。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）」の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。

3 水源 ◆

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

- (1) 貯水槽の場合
 - ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。
 - イ 有効水源水量の確保
投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上・横100cm以上・深さ30cm以上とすること。
- (2) 自然水利の場合
常時十分な水量が確保され吸水可能なもので、かつ、動力消防ポンプの設置位置及び吸管投入位置が特定されていること。
- (3) 水源には、減水警報装置を設置し、その音響が有効に聞き取れる場所に設けること。

4 器具 ◆

- (1) 吸管は、前3・(1)又は(2)に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるものとする。
- (3) ノズルは噴霧切替式とすること。